

平成28年度第2回我孫子市子ども虐待等防止対策地域協議会

代表者会議録概要

- 1 会議の名称 我孫子市子ども虐待等防止対策地域協議会
- 2 開催日時 平成29年2月16日（木）午後2時00分～午後4時00分
- 3 開催場所 我孫子市議会棟第1委員会室
- 4 出席委員 岡部委員 吉田委員 定田委員 石井委員 水田委員 湯下委員
（14名） 水野委員 椎名委員 野田委員 菅藤委員 辻委員 小池委員
山崎委員 水戸委員

欠席委員 奥野委員、上野委員、錦織委員、豊嶋委員、斉藤委員
（5名）

事務局 子ども相談課
- 5 傍聴人 なし
- 6 会議概要
（1）開会

（2）市長あいさつ

本日は大変お忙しい中、我孫子市子ども虐待等防止対策地域協議会にご出席いただきましてありがとうございます。また日頃から皆様方には子ども虐待防止に向けた活動にご尽力いただいております。深く感謝するところです。

我孫子市では、平成15年11月に幼い女の子が養育者からの虐待により命を落とす痛ましい事件がありました。二度とこのような悲惨な事件を繰り返さないという決意で、平成16年4月に児童虐待防止対策室を設置し、児童虐待発生予防、早期発見・早期対応を行い、虐待防止体制の強化に努めているところでございます。

児童虐待について社会の理解は深まりつつありますが、虐待に関する相談件数は毎年増え続け、内容は複雑かつ多様化してきています。また長期的に支援を要するケースや再発するケースも増加している傾向にあります。

最も愛されるべき家族から虐待を受ける事態は、子どもの人権を著しく侵害し、心身の健やかな成長に重大な影響を与えるものです。このような状況から子どもたちを

守るため社会全体として、虐待防止に取り組む必要があると考えております。子ども達は社会にとってかけがいのない存在であり、大切に守り育てていくことが私達の指名であり、子ども虐待のない社会の実現を願いとすところではあります。

関係機関の代表者であります委員の皆様との一層の連携強化を図りながら、子ども虐待防止活動の現状を踏まえた施策の展開を更に推進してまいりたいと考えております。今後ともご協力のほどよろしくお願いいたします。

(3) 委員紹介（自己紹介）

民生委員の改選により民生委員児童委員協議会会長が椎名正夫様、主任児童委員が野田順子様になりました。

(4) 副会長の指名

民生委員児童委員協議会会長が松本新子様から椎名正夫様になりました関係で、本協議会の副会長も椎名正夫様に変更となります。よろしくお願いいたします。

(5) 議事

①平成28年度子ども相談課対応状況の中間報告について

平成28年度子ども相談課中間実績報告をさせていただきます。お手元の資料、「平成28年度子ども相談課中間実績報告」をご覧ください。今回は中間報告になりますので、こちらの資料は平成29年1月31日現在のデータとなります。

まず、子ども相談受付・対応件数です。(B)の列が今年度の新規受付件数となります。一番右の列が平成27年度の新規受付件数となります。それぞれ下から2行目の「合計」を見ますと、全体の相談受付件数は平成27年度が464件、今年度が現在のところ、433件となっております。なお、月平均で換算すると、平成27年度が39件、今年度が43件となります。虐待の受付件数については、相談種別の一番上「子ども虐待相談」の行です。平成27年度が189件、今年度は173件となります。同様に、月平均で見ますと、平成27年度が16件、今年度が14件となります。なお、2行目の「その他養護相談」とは、保護者の病気、入院、離婚などにより養育的な支援が必要な家庭が該当します。右の円グラフを見て頂きますと全体を占める虐待相談の新規ケースは40.5パーセントとなっております。

次に子ども短期入所利用状況について説明します。松戸の児童養護施設「晴香園」に委託し、お子さんを1泊から最長7日間お預かりする事業の実績です。平成26年度からは、原則、土日祝日に限り、日帰り利用、夜間利用も開始しました。この表は、「区分」を宿泊、日帰り、夜間分けて記載しています。「延人数」が利用回数、「延べ日数」が利用日数になっています。例えば、1人のお子さんが2泊3日で利用された場合の表記は「延人数が1、延べ日数が3」となります。左側に平成27年度の年間利用数実績を参考にあげていますが、今年度は1月末現在までで宿泊は延べ12人、延39日間利用しました。日帰り利用は延べ11人、11日の利用、

夜間利用は延べ12人、延べ12日の利用でした。今年度の主な利用理由は、ひとり親家庭の養育者が病気や夜間就労により育児できない場合や養育者の疲労などでした。本事業ではリフレッシュでの利用も含め、積極的な利用を促すなど、「晴香園」を有効活用して、虐待の防止や健全な養育環境の調整を支援しています。

裏面をご覧ください。ここからは子ども虐待に特化した資料になります。まず、子ども虐待の種類別対応件数です。新規受付件数として最も多いのが心理的虐待62件です。続いて、身体的虐待52件ネグレクト55件です。右のグラフをご覧ください。心理的虐待が35.8%となっています。心理的虐待とは、身体的虐待のように実際に暴力こそ加えないものの、子どもに対して暴言を吐いたり、罵倒したり、夫婦喧嘩、DVを目撃させることによって子どもに著しい心理的外傷を与える言動をおこなうことを示します。長い間、パートナーからDVを受けてきた保護者は、この状況が子どもにとってよくないことや、自身が置かれている危険な状況を認識できていません。我孫子市では、保護者はもちろん、子どもの発育に悪影響を与えることと見え、社会福祉課のDV担当をはじめとし関係機関と連携して対応を行っています。

次に被虐待児童の年齢別件数です。最も多いのは小学生の53人です。しかし、6年単位で考えると0歳児から学齢児前までが合計で86人となり最も多くなります。

次に主な虐待者ですが、実母が最も多く、次いで実父となっております。

2枚目は虐待相談経路です。虐待相談経路については児童相談所が79件と最も多いですが、こちらは児童相談所からの住民基本台帳や所属機関などの確認といった調査の依頼を含みます。それ以外の通報元として、学校(25件)に加え、庁内外の行政機関が増えています。庁内の関係機関で連携を図ることはもちろん、外部機関との連携を密にすることで虐待防止に繋がると考えられます。とはいえ、虐待、その疑い、心配な子ども、気になる親を発見しても、彼らにどのようにアプローチしていいのか迷う場面も多くあると思います。通報の前の相談、通報の後の連携など、今後とも皆様と幅広く、支援していけたらと考えていますので、よろしくお願いいたします。

質疑 特になし

(6) 柏児童相談所管内における児童虐待の状況と取組について

(千葉県柏児童相談所主任上席児童福祉司 内村浩二郎 様)

柏児童相談所では我孫子、野田、流山、松戸市、柏市の5市を管轄しています。私は調査課にいます。私の班には8名いますが、我孫子市の担当が2名となっています。虐待対応、養護相談、非行相談、性格行動相談、障害相談、児童養護施設、

障害児の施設の入所も児相の担当となっており、福祉全部が対象です。職員1人あたり80～100件を担当しています。現在、児童養護施設、乳児院、障害関係の施設など県内施設のすべてが満床です。特に乳児院に困っています。それは一時保護所では対応できず、乳児院か里親に頼るしかいないためです。里親で小さい子を見られる人がいなく、預け先を探している状況にあります。

それ以外には相談課があり、これは受付に該当します。皆様は何かあれば、まずはこの相談担当に相談していただくことになります。児童の心理診断は診断指導課になります。療育手帳もここが判定をして手帳の発行となります。さらに一時保護課があります。一時保護所の定員は25名で、現在34名が利用しています。幼児が10名以上います。里親や他の児相に一時保護委託をすることもあり、この対象には15名ほどの児童がいます。児童養護施設数が不足しているという現状もあり、この数が減らない状況です。

次に千葉県の虐待状況について報告します。平成27年度の実績資料をご覧ください。千葉県には6か所の児童相談所、千葉市が政令市で1か所、船橋が作るかもしれないと聞いています。他には柏市にも動きがあるようです。千葉県は昨年度、相談受付件数全国で第4位になっています。これは平成26年度も同様で、平成25年度は第3位でした。近年は常にベスト5に入っている状況です。昨年度の相談件数は1622件でした。前年度よりも12件減少しています。千葉県全体で見てもこの柏児童相談所は県内でトップを走り続けています。虐待件数は月100件超えれば多いと言われますが、昨年度は1月以外はすべて月100件超えとなっていました。5ページを見てください。今年度の12月現在にはなりますが、1458件でした。昨年度よりも274件の増加となっています。特に月180件超えが4か月があり、虐待件数が増えていると言えます。7ページをご覧ください。県全体でも同様に増加しているのがわかります。そのうち3分の1近くが柏児相管内となっている現状です。

虐待の種別では心理的虐待が急激に増加しています。これは夫婦喧嘩で警察が介入すると、児相に書面が送られてきて児相はそれを調査するということになるためです。6ページをご覧ください。半数以上が警察からの通告となっています。本当に危ない場合には身柄付通告ということもあり、警察が協力してくれています。それ以外では近隣や市町村からの通告です。あとは学校、児童福祉施設など。施設内虐待も問題となっていますが、ここ3年間は立ち入り調査は行っていません。

児相の調査では、各市に住基の確認、市でのかかわり、所属のかかわりを行い、緊急会議を実施し、対応を検討していきます。休日夜間は子ども110番につながり、緊急となれば当番携帯電話に連絡が入る仕組みです。重症となれば、担当がその日のうちに対応することとなります。しかし、住所が不明だと翌日、週明けに対応することもあります。その際は緊急度アセスメントシートを活用しています。緊急度AAが最も重症です。Aは2週間以内に報告、Bは1か月以内に報告となっています。受理段階でCとなることはありません。各種情報を集めて、家庭訪問など

を行い、調査に入ってきます。その後、ケース会議で処遇を決定していきます。柏児相は所長も含め、合議制となっているため、すべて職員の総意で方針を決定しています。個人で責任を負うことはないように配慮しています。会議で使用するものにはリスクアセスメントシートがあります。会議ではこれと緊急度アセスメントシートを利用して処遇を決定しています。

緊急性が高ければ、各市から送致として一時保護を実施することもあります。我孫子市とはうまく連携できていると思います。逆に市のサービスの利用が中心となれば、その際も連携ができており、感謝しています。

今年度、児童福祉法が改正となりました。内容は市町村との役割明確化とありますが、どこまで線を引くか現段階では明確になっていません。今後、児相と各市で調整していくこととなるでしょう。今回の法改正により、情報収集について公立小中学校に加えて私立、さらに医療機関も含まれました。これは大きな変化だと思います。さらに児相での児童福祉司の配置基準が見直されました。柏児相ではあと12名必要となります。来年度は6名増となりそうです。以上が今年度と昨年度の現状となります。

質疑

<小池委員>

医療機関からの情報提供ですが、知っている情報全て提供する場合、親御さんの情報も提供することになるが、個人情報で訴えられたりすることも懸念されるが、医療機関としては困るところもあります。情報提供書類のようなものはあるのでしょうか。

<内村氏>

詳細は国から通知が出ていないのではっきりわからないのですが、法的には差し支えありません。書面等については後で子ども相談課から説明がありますので参考にしてください。

<山崎会長>

柏児童相談所の件数が多い要因にはどのようなことが考えられますか。

<内村氏>

要因はわかりませんが、近隣の方々が気にしてくれているということで良いことだと思っています。

<水田委員>

相談件数が増えているのは実際に虐待が増えているのでしょうか。経路が明確になったためなのか、社会構造の変化によるものなのか、教えてください。

<内村氏>

例えば、心理的虐待については1回の訪問で対応が終わることが多いのですが、

繰り返しも多くなっています。そのほかに軽微なものでも調査をするようにしていますので、その辺が影響しているのではないかと考えます。

<椎名委員>

訪問は何名で対応していますか。危険な場合もあると思いますが、警察も同行するのでしょうか。

<内村氏>

2名で対応しています。場合によっては男性職員と一緒に going しています。警察に援助依頼をすることで同行していただくこともあります。ただ今年度はそのようなケースにはありません。

(7) 警察における通報や通告の判断基準とその対応について

(我孫子警察署 生活安全課長 定田考史 様)

みなさん、警察のイメージはどのようなものでしょうか。とっつきにくかったりするかもしれません。資料1番に書かれたものがすべてです。読み上げさせていただきます。

「警察は個人の生命、身体及び財産の保護に任じ、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締その他公共の安全と秩序の維持にあたることを持つてその責務とする」とあります。これは警察官になって一番最初に覚える法律です。警察活動全般の根拠規定になります。試験に合格すると警察学校に入ります。全寮制で各種法令、柔剣道、拳銃の扱いを学ぶこととなります。その中でこの文章を丸暗記しています。

関係機関の安全を守ることも警察の仕事の1つです。それが(2)の援助要請への対応になります。アの任意措置は同意が得られれば問題なく行えます。問題となるのはイの強制措置です。犯罪の予防鎮圧になる部分です。注意、勧告、指示ができることとされています。制圧することもできるとされています。安全確保のために緊急性があれば立ち入ることもできます。鍵を壊してでも入ることができます。鍵と生命を比較して入ることになります。まさに犯罪が行われているときは現行犯逮捕になります。凶器の押収することもできます。以上が、警察における考え方になり、お子さんの生命、身体の保護を行っています。

次に通告はどのように行っているのかについてです。対象が16年の改正で「児童虐待を受けたと思われる児童」に拡充となっています。具体的には資料の総合対応フローチャートをご覧ください。

警察活動についてはいろいろあります。まず、少年補導です。少年の身なりから虐待が疑われることもあります。少年の話からもそれが疑われる場合もあります。

家出少年でも同様です。多いのが110番や警察署への通報です。近隣住民、関係機関からの通報になります。今、特に気にしているのが泣き声通報です。我孫子市ではあまりありませんでしたが、以前勤めていたマンション群が立ち並ぶ地区では夏場の泣き声通報が多かったです。ともすると騒音通報になりやすい。そうなるとう虐待通報にはなりません。まずはどこの現場、家庭かを特定していきます。その中で児童虐待の判断をしていきます。ほとんどの場合、すでに泣き声は止んでいます。そこで重要なのは通報者や近隣への聞き込みとなります。その過程で事件性、緊急性を判断していきます。傷痕などがあり児童虐待と分かれば、お子さんと親御さんの早期隔離で、一番有効な手段は親御さんの逮捕となります。そうならない場合、傷痕のない場合でもお子さんの隔離を実施しています。児相さんでの一時保護や親戚での隔離などを行っています。わからない場合でもそのままにはせず、わかるまで調べながら、お子さんを隔離する、そのような対応を取っています。泣き声の裏には夫婦げんかによるものがあり、近年、心理的虐待が多くなっています。以前だと取り扱わなかったものでも、今では対応するように心がけております。

統計ですが、23年と24年に大きな違いがありますが、23年12月に長崎県でストーカー事件がありました。被疑者が自宅に押しかけて被疑者とその親御さんに犯行に及んだというものでした。この反省を踏まえ、このような事案についての取り組みを強化しています。警察署だけで対応できない場合は県と連携しながら対処する体制を確保しています。そういったわけで児相に入ってもらいながら対応しています。それでも28年に埼玉県と東京都で残虐な虐待で幼児が死亡するという事件がありました。埼玉の件では2回、泣き声通報があり警察官が対応していたものだった。もし、そのときに少しでもおかしいなと思い、児相など関係機関で連携していれば防げたかもしれないと思っています。

我孫子市内では私が来てからは発生していません。ただし、潜在化していることもあります。夜間、休日は警察が動いています。警察でできることは警察がやり、できないことはご協力させていただきたいと思っています。警察の責務、個人の生命、身体の保護を全うすることになりますが、ここにお集まりの皆さんにも、警察にやってほしいことがあれば連絡してほしいと思います。その際は喜んで対応させていただきたいと思います。

最後にリーフレットです。情報発信として警察ではこのような取り組みをしております。千葉安心安全メールやYAHOOの防災メールですが、是非、ご登録いただければと思います。

質疑 なし

(8) その他

① 意見交換

<吉田委員>

直接の通報機関ではありませんが、小児特定慢性疾患の医療費の助成になっている関係で障害などご事情をお持ちになって生まれた親御さんの面接をしています。その中で親御さんの大変さに気付いた場合には訪問したり、市の保健師と同行訪問したりしてお子さんの健やかな健康上の支援と児童虐待の視点から対応をしています。

<水野委員>

ここでの話し合いは対策についての話し合いが中心だと思いますが、そもそも虐待はなぜ起きてしまうのかというところだと思います。家族の絆が希薄になっている社会にあると思います。その再構築が虐待防止に役立っていくのではないかとおもいます。しかし、なかなか家庭支援に踏み込むまでの支援に至っていないように思います。ですので、教育に携わっている者として、人としての生きる力が落ちているのを間に目の当りにしております。ですので、防止対策の中で予防する視点を持っていてはどうかと思います。

<辻委員>

弁護士は事後的にかかわることが多いので、事前の取り組みには縁遠いところがあります。個人情報については情報提供をしても違反にはならないとなっていますので、積極的な情報提供を行っていただきたいと思います。

それから、お母さんに余裕がないように思うので、そのあたりの支援をしていくことが有効ではないかと思います。ですので、相談件数が増えているのは良いことですが、そのあとに関心が向かないのも問題だと思います。各地域、各機関では様々な取り組みをしていると思いますが、各地域でのイベントにもっと多くの人が参加してくれるようになればいいのかなと思います。

<水戸委員>

教育委員会の一機関としてお子さん、その保護者と面談業務に当たっています。気になっているのが発達障害のある子どもたち、親御さんにも発達障害が疑われる方々です。頑張っているけども虐待につながってしまっているように思います。そういった中で、いろいろな視点でお子さん、親御さんを見守っていただく必要がある、そういった難しい時代になっているのだなと実感しました。

<石井委員>

本校の実情ですが、身体的な虐待は本校ではありません。しかし、心理的なものについてはそれに何らかのきっかけを挟んで不登校になっている子もいます。いわゆる、中1ギャップが言われているが、布佐地域は家庭環境が厳しさも影響していると思います。児相や警察の相談内容とは異なるところですが、こういった問題も

放っておくと大事につながってしまうと思います。

<湯下委員>

地域の中で子ども、子育てをサポートしていかなければならないと思っていますので、民生委員などと一緒に連携して子どもを守っていききたいと思っています。

② 厚生労働省通知について

事務局から、今回の配布資料の厚生労働省通知「要支援児童等（特定妊婦を含む）の情報提供に係る保健・医療・福祉・教育等の連携の一層の推進について」と次回日程についてお知らせします。まずは通知文について説明をさせていただきます。資料3をご覧ください。こちらは「児童福祉法の一部を改正する法律」が平成28年6月3日に公布され改正法により新たに設定された第21条の10の5に関する通知文となります。通知文については資料の2ページ目にあります。ご覧ください。第21条の10の5とは、

病院、診療所、児童福祉施設、学校、その他児童又は妊産婦の医療、福祉又は教育に関する機関および医師、看護師、児童福祉施設の職員、学校の教職員、その他児童又は妊産婦の医療、福祉又は教育に関連する職務に従事する者は、要支援児童等と思われる者を把握したときは、当該者の情報をその所在地の市町村に提供するように努めなければならない。②刑法の秘密漏示罪の規定その他守秘義務に関する法律の規定は、前項の規定による情報を妨げるものと解釈してはならない。とあります。

この条文にあります要支援児童等とは、「保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童、保護者に監護させることが不相当であると認められる児童、そして、出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦のことです。

この法改正によって、関係機関からの情報提供を基に、早い段階から市町村の支援に繋げていくことが期待されています。そして今回の通知では、情報提供に当たっての留意事項が示されました。

通知文のイメージですが、最後から2枚目の参考資料2をご覧ください。今回の通知に伴う支援の流れが示されています。医療機関の枠に「同意あり」「同意なし」という枠があります。通知文では「原則としては、情報提供の概要と要支援児童等が居住する市町村に支援を受けることが、当該対象者の負担を軽減して、養育の支援となる可能性があることを説明すること」が必要とされています。しかし、「説明することが難しい場合にも、要支援児童等に必要な支援がつながるように、要支援児童等が居住する市町村に情報提供に努めていただきたい」とされています。関係機関が情報提供する上で、心配されることは刑法の秘密漏示罪や守秘義務に関する法律の規定に抵触するのではないかということがあります。先ほど説明した今回の

法改正によって、「法令に基づく場合」の情報提供として抵触するものではないとされています。

支援をしていく側としては、原則として示されているように対象者に説明をして了解いただけるのであれば介入というよりは支援として入るきっかけになり大変ありがたいです。しかし、心配だけでも当事者への説明が難しい事例の時には、どのように接触していくのかも含めご相談していければと思いますので積極的に情報提供をお願いできればと思います。

通知の後半は各機関における留意事項が示されていますので目を通していただければと思います。また情報提供の際の書式の例も示されていますので、参考にしてください。今後ともご協力をお願い申し上げます。

③ 次回の開催について

平成29年度第1回代表者会議

日時：7月20日木曜日午後2時

場所：議会棟第一委員会